

農地法第5条許可申請 必要書類一覧

提出書類		発行機関等	部数
◎ 申請書		新郷村農業委員会	3部
① 土地の全部事項証明書		法務局(登記所)	各1部
② 位置図(縮尺1/50,000~1/10,000程度)			
③ 案内図(添付できない場合、窓口で聞き取りします)			
④ 公図		法務局(登記所)	
⑤ 建物の配置図(土地利用計画図)			
⑥ 建物の平面図			
⑦ 転用計画書(住宅建築の場合は不要)		新郷村八戸市農業委員会	
⑧ 土地改良区の意見書			
○村外居住者の場合	⑨ 申請者の住民票(本人分)	居住地の市町村役場	
○法人の場合	⑩ 法人の全部事項証明書	法務局(登記所)	
	⑪ 定款の写し		
⑫ その他参考となる書類(資金・融資証明書 等)			

※委任状(印鑑証明書添付)が必要となる場合もあります。

※農用地区域内農地での一時転用の場合は、上記に加えてすべての書類の副本(コピー)を2部提出してください。

※2haを超える農地転用の場合は書類が異なりますので、農業委員会までお問い合わせください。